

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 交際費にならない建設工事対策費

**Q** : 当社は建設業者ですが、工事着工の際、作業現場周辺への挨拶のために手土産を持参しています。

ところで、建設工事対策費はすべて交際費になるのでしょうか。

**A** : 交際費に含めなくてもよい費用もあります。

### 【解説】

建設業者が高層ビルやマンション等の建設に際して、周辺住民の同意を得るために、その住民や関係者を、旅行や観劇等へ招待したり、酒食を提供するための工事対策費は交際費に該当することとされていますが、次のようなものは、交際費に含めなくてもよいこととされています。

- (1) 住民への説明会等を開催する場合に提供する飲食物で、通常の昼食の程度と認められるようなものは、会議費として取り扱うことができます。
- (2) 周辺の住民に配布する社名入りの石鹸やタオル、又はこれらに類するもので広告宣伝費として認められるような程度のものは交際費に含めないことができます。
- (3) 周辺の住民が受ける日照妨害、風害、電波障害等による損害を補償するために支出する費用は、住民の被る損害を補償するものですから交際費に含める必要はありません。

